

第 55 回 吹田市個人情報保護審議会

吹田市個人情報保護審議会 議事要旨（第 55 回）

開催日 平成 30 年 10 月 17 日（水曜日）

開催時間（開会）午後 2 時（閉会）午後 4 時 25 分

場 所 吹田市役所 低層棟 3 階 研修室

- 1 会長・副会長船員
- 2 諮問案件
 - （1）吹田市住居表示台帳電子化及び住居表示台帳システム構築業務における新たな電子計算機処理に係る個人情報の保護について【市民部 市民課】
 - （2）吹田市子ども子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査に係る個人情報保護について【児童部 子育て支援課】
- 3 報告案件
 - （1）公園における防犯カメラの設置について【土木部 公園みどり室】
- 4 その他

出席委員

会長 岡 豪敏、副会長 小林 孝史

大元 康江、片山 祥太郎、黒岩哲夫、白金継哉、中西 清美、平山 雄一、宮前正利

欠席委員 岩城 伸 矢倉 昌子

出席市職員

<説明者>

市民部市民課参事 野村 昇 市民部市民課主幹 鳥居仁則

<説明者>

児童部子育て支援課長 堀 みどり 児童部子育て支援課課長代理 山之内 博文

<事務局>

市民部長 高田 徳也 市民部次長 森本 茂

市民部市民総務室参事 柿本 卓志 市民部市民総務室主幹 石井 裕臣

市民部市民総務室主査 福田 章宏

傍聴者 無し

1 会長・副会長選任

委員の合意により会長 岡委員 副会長 小林委員に決まる。

2 諮問案件

案件 1

(1) 対象業務

吹田市住居表示台帳電子化及び住居表示台帳システム構築業務

(2) 概要

現在、住居表示台帳については全ての情報（建物形状・位置等）を紙ベースで管理しており、住居の新築届けがあった場合等の情報更新についても、単一の青焼き図面・マイラー図に対して作図・消去等の修正作業を手作業にて実施している。本システム構築の概要としては紙ベースで保有する情報を電子データ化するとともにGIS化することにより、家屋形状図面をはじめ付帯する属性データ（データ作成・修正日時、緯度経度情報等）を含めてシステムに一括登録・管理することで、事務の効率化・高度化を図ることを目的とする。

(3) 諮問理由

今回の業務がこれまでの手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 委員からの質問

委員：マイラー図には個人情報記載されるのか。

実施機関：マイラー図には記載されないが、付番通知書には誰に発行するか、誰の建物か名称と電話番号を入力する。その場合お住まいになられる方と建物を建てられた方がお届けをされる場合があり、個人情報として重要になってくるのは、住む方が届け出をされた場合に氏名と電話番号が入る。そこが個人情報に当たる。

委員：システム構築にあたって依存の住居表示台帳データ、これを作成する場合に外部委託があるか。

実施機関：ない。

委員：派遣の方も使うか。

実施機関：使わないです。

委員：もし外部に流出した場合どのような影響があるか。

実施機関：原則外部媒体に保存しないので、漏れないというのが大前提だが、それでも漏れた場合は、その住所にどなたが住んでいるかということがわかる。申請された方の電話番号が漏れる場合がある。住宅地図には表札が出るので、そ

れに電話番号が漏れてしまう可能性がある。当然漏れないように運用する。

委員：SJ系システムへの移行に際して、データの移行に時間がかからないか。

実施機関：紙ベースにスキャンするのに時間がかかる。他にはシステムが無いので、いまアクセスとエクセルをインポートするだけなので、さほど時間はかからないと考えている

委員：今まであった紙媒体はどうする。

実施機関：処分する。

委員：データの紛失の可能性はありますか。

実施機関：ない。

委員：処分の仕方はどのようにしますか。

実施機関：シュレッダーです。個人情報載ってないものは文書廃棄する。

委員：SJ系ネットワークとあるが外部には出ず限られた場所だけで打ち込みが完結するのか。

実施機関：編集については3名の職員だけが入力、編集ができます。閲覧は個人情報等を含まない形で転入届、転出届の際、各出張所、他の窓口で見ないといけないので見る情報制限して見せることを考えている。

委員：建物形状を記録する意味はありますか。

実施機関：住所を付番する際に玄関口がどこか、どの道路に面しているかを書かないといけない。それにより付番が決まる。あとは敷地境界線。結局住所を付けるのに必要な情報になるので建物形状を記録している。

委員：こういう情報は路線価を考慮しているのか。

実施機関：路線価とは考え方が違うので考慮しない。川であるとか、道であるとかを考慮して分割する。

委員：これについては、集合住宅の場合建物の名称がある。申請者が出した場合しか載せないわけですね。民生委員をしているが、特に番地だけでは集合住宅がどういう名称かわからないので、委員が探しづらい。申請者の意向なので一概に言えないがそこまでやっていただければ活動としてはやりやすい。

実施機関：建築が完成したあとにもらうものではなく、不動産として認識される、8割できた段階で、水道電気を引くのに住所が必要ということ早めにご登録いただく場合がある。その場合、正式名でなく仮称で出されることが多い。申請段階での建物名称が必ずしも申請段階と同じかはわからない。

委員：泉町の46, 47番という地図をいただいているが、真ん中に点線があるがこれは何か。

実施機関：入口から抜けていく道がある、建物の中の横線は玄関の位置。

真ん中あたりの46の12を見ると、道路へ向かっての線があるが、ここへでていくというもの。

3 委員間協議

全員一致で同意する

案件 2

1 諮問内容

(1) 対象業務

吹田市子ども子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査に係る個人情報保護について

(2) 概要

平成 32 年度（2020 年度）を始期とする吹田市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握、子供と家庭を取り巻く環境等の現状を分析する必要があることから保護者に対する利用希望把握調査（ニーズ調査）を平成 30 年 12 月に予定しています。

(3) 諮問理由

アンケート対象者について住民基本台帳から対象世帯を母集団として層化抽出方法により抽出することが、吹田市個人情報保護条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するため。

2 委員からの質問

委員：既に実施機関が取得した情報を活用することになるので、7 条による諮問は必要ないのではないか。

実施機関：一度事案について再考とする。

3 後日実施機関からの考え方の変更

実施機関：市民課が管理する住民基本台帳のデータを活用することは、実施機関内部における情報の相互利用であり、実施機関外部からの新たな情報の収集ではないと判断する。本人通知については、アンケート送付時に無作為抽出した旨を文中に示すこととする。以上の理由から諮問案件の対象外となる。以上につき委員から合意を得て諮問を取下げとする。

案件3

1 報告内容

(1) 対象業務

公園における防犯カメラの設置について平成28年3月28日、27総危第1242号で諮問しました「公共施設等防犯カメラ設置事業（無線通信式防犯カメラ設置）にかかる個人情報の取扱いの一般制限、収集方法の制限並びに目的外利用及び外部提供の制限に係る個人情報の保護について」と同内容になるため報告とする。

(2) 概要

市内の公園では悪質ないたずらによる施設の損壊等の件数が増えてきていること等から施設の損壊防止や公園内での犯罪抑止、犯罪事案発生後の調査に役立つ。操作機関には本市要領に基づき原則的に書面による事前申請のもと、防犯カメラで撮影した画像データ利用及び提供する。